

【論説】

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか
—面接調査(インタビュー)の相互行為を探究する

北村 隆憲

目次

[概要]

第1章 「紛争経験」の調査方法としての面接調査

- 1.1 はじめに:「透明な媒体」から「相互行為の現場」へ
- 1.2 伝統的な面接調査観——「透明な窓」としてのインタビュー
- 1.3 EMCAの視座——「相互行為」としての面接調査
- 1.4 分析データの由来と性質:混合研究法の実践

第2章 「紛争経験」はいかに語られたか:経験の記述

- 2.1 語られるべき「経験」の立ち上げ
- 2.2 面接の開始と「記述」の誘発
- 2.3 「普通であること」の実践(Doing Being Ordinary)
- 2.4 「ちょうどXしている時に、そのときY」の構造
- 2.5 先見的な自己修復(Self-Repair)による過失の先取り否定
 - (1) 「左足から」の挿入が意味するもの
 - (2) 「背中はまだ銀行の中」という防御
- 2.6 「極端定式化」と「直接話法」のレトリック
 - (1) 極端定式化(Extreme Case Formulation)
 - (2) 直接話法(Direct Reported Speech):客観性の演出と「証拠」の提示
- 2.7 小括:相互行為として達成される「事実」

第3章 面接調査における「応答」のジレンマ:「連携」と「共感」の相互行為的帰結

- 3.1 透明な「記録係」という幻想
- 3.2 二つの応答タイプ:「連携」と「共感」
- 3.3 「中立性」が語りを阻害するとき——実施者1の事例分析
- 3.4 「共感」による語りの促進と深化——実施者2の事例分析
- 3.5 「共感」の副作用——語りの軌道変容
- 3.6 小括:相互行為としてのデータの宿命

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

第4章 量的調査と質的調査の架橋——「裁判への期待」の解剖学

- 4.1 序:サーベイデータが隠蔽してしまうもの
- 4.2 「懸念」の正体:文脈依存的な「心配」
- 4.3 「期待」の多層性:金銭と正義の優先順位
- 4.4 「制裁」の意味の書き換え——「再発防止」という公共的動機
- 4.5 小括:混合研究法の新たな可能性

第5章 法社会学の新たな地平へ:「ミクロな秩序」から「法のリアリティ」を問う

- 5.1 本稿の分析が示したもの:紛争経験はいかにして達成されるのか
- 5.2 法社会学の標準理論との対話:紛争変容過程モデルの再特定化
- 5.3 方法論的含意:反省的な調査者という視点
- 5.4 結論:日常に埋め込まれた法のリアリティ

[参考文献]

[概要]

本稿は、面接調査（インタビュー）という相互行為の場において、紛争経験がいかに語られ、達成されているのかを、エスノメソドロジー・会話分析（EMCA）の視点から検討するものである。

従来の法社会学における紛争研究では、面接調査は対象者の内面にある「事実」や「意識」を引き出すための透明な媒体と見なされてきた。これに対し本稿は、面接調査を調査者と対象者が共同で紛争経験のリアリティを構築していく相互行為の場として捉え直す。

分析対象は、自転車衝突事故の被害者である女性への複数回の面接データである。分析の結果、以下の知見が得られた。第一に、対象者は「普通であることの実践」「自己修復」「極端定式化」「直接話法」といった精緻な語りの技法を駆使し、自身の無過失と被害者としての正当性を相互行為の中でその都度達成していた。第二に、調査者の応答のあり方（中立的応答と共感的応答）が、語りの継続・深化・軌道変容に対して異なる相互行為的帰結をもたらすことが示された。第三に、事前のアンケート回答と面接での語りを対照することで、「費用への懸念」「裁判への期待」といった制度的カテゴリーが、対象者によって自己の正当性を説明するための資源として文脈依存的に再特定化されていることが明らかになった。

これらの知見は、紛争経験を個人の内面に存在する固定的な意識としてではなく、他者とのやり取りの中でその都度達成される実践として捉え直す必要性を示している。本稿は、法社会学における紛争研究および法意識研究に対し、相互行為分析に基づく新たな経験的・方法論的基盤を提供するとともに、フェルスティーナーらの紛争

変容過程モデルをミクロな相互行為の水準から再特定化する視座を提起するものである。

第1章 「紛争経験」の調査方法としての面接調査

1.1 はじめに:「透明な媒体」から「相互行為の現場」へ

人々がどのようなトラブルに遭遇し、法をどのように利用したかという「紛争経験」の調査は、法社会学の主要な研究テーマの一つであり続けてきました。こうした経験を研究する方法の一つとして、面接調査(インタビュー)があります。

ただし、インタビューのようないわゆる「質的研究」(この概念について、北村 2025b)は、客観性や一般化可能性に限界があるとされ、大規模なデータに基づく量的分析を「補完」する役割を担うものと位置づけられることが普通でした(山田 2023)。この見方の根底にあるのは、インタビューで語られる内容の「真偽」を問う、いわば「真偽判定」的なアプローチです。インタビューは対象者の頭の中にある「真実」を映し出す「鏡」のようなものと見なされ、その鏡の曇り——すなわち調査者の主観的なバイアスや対象者の記憶違い——をいかに排除し、できるだけ透明なデータを引き出すかという点に努力が払われてきたのです。

こうした伝統的見方に対し、近年、「相互行為としてのインタビュー」(ホルスタイン他 2004; 鶴田・小宮 2007; 山田 2023)という新たな視点が注目を集めています。この考え方は、エスノメソドロジー・会話分析のアプローチとも関係が深く、インタビューを単なるデータ収集の場ではなく、調査者と対象者が共同で紛争経験の現実を生み出していく場として捉えるものです。

本稿では、こうした考え方に基づいて行われた、自転車衝突事故の被害に遭ったある女性への面接調査データを分析した北村の一連の研究(2022b, 2023a, 2023b)を検討します。この作業は、法社会学が対象としてきた「紛争」や「法意識」というものの性格そのものを問い直すことにもつながるでしょう。

1.2 伝統的な面接調査観——「透明な窓」としてのインタビュー

こうした「真偽判定」的な考え方では、調査対象者(インタビューイ)の内面には、あらかじめ確固とした「事実」「記憶」「態度」「法意識」が存在していると仮定されます。それはまるで、地中に埋まった鉱石や、箱の中に入ったボールのようなものです。調査者(インタビュアー)の役割は、適切な質問というツルハシを使って、その鉱石をできるだけ傷つけずに掘り出すことだと考えられるでしょう。

このモデルにおいて、理想的な調査とはどのようなもののでしょうか。それは、「透明な媒体」であることです。調査者の主観や、その場の雰囲気といったノイズを極限まで

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

排除し、対象者の内面にある「真実」をそのまま映し出すこと——いわば、面接調査は対象者の頭の中や過去の出来事を覗き見るための「望遠鏡」や「窓」であるべきだ、という考え方です。

したがって、伝統的な方法論では、次のようなことが重視されます。

- 調査者は中立的でなければならない。
- 誘導尋問をしてはならない。
- 調査者の反応が、回答内容を歪めてはならない（バイアスの排除）。

分析の段階でも、関心はもっぱら「語られた内容(What)」に向けられます。「Aさんは『裁判に期待していた』と語った」という結果が抽出され、数量化のためにコード化され、分析されます。「その発言が、その瞬間の会話の中で、どのような文脈で、どのようなやり取りを通じて語られたのか(How)」というプロセスは、分析の段階では捨象されてしまいがちです。

1.3 EMCAの視座——「相互行為」としての面接調査

エスノメソドロジー・会話分析(EMCA)(北村 2018, 2021, 2025a, b)は、社会秩序が人々の具体的なやり取り(相互行為)の中で、その都度達成されるプロセスそのものに注目します。この視点に立つとき、面接調査の風景は一変します。

EMCAの視点では、面接調査は「情報の採掘現場」ではありません。それは、調査者と対象者という二人(あるいはそれ以上)の人間が、言葉や身体動作を駆使して、「紛争経験」というリアリティを今ここで共同で作り上げていく「相互行為の場」なのです。

対象者は、あらかじめパッケージ化された「紛争経験」をただ再生機のように読み上げているわけではありません。「この調査者は何を求めているのか?」「どこまで詳しく話すべきか?」「自分はまともな人間だと見られているか?」——こうしたことを暗黙のうちに瞬時に判断し、調査者の相槌や視線、質問のニュアンスに微細に反応しながら、語りをその場で組み立てているのです。

ですから、例えば、対象者が一人で長く語っている場合であっても、誰かに聴かれる(あるいは読まれる)ことが前提されている語りは、それ自体すでに「相互行為」として組み立てられているものと考えられます(西阪 1996)。

一方の調査者もまた、単なる「録音機」ではありません。「うんうん」「それで?」といった相槌、驚きの表情、あるいは沈黙——これらの一つひとつが、対象者の次の言葉を引き出し、あるいは遮り、語りの方向性を決定づけていきます。この意味で、「紛争経験」とは、面接という相互行為の外側や個人の内面の中にある客観的事実というよりも、相互行為の中で生み出される達成であると考えられます。これが、本稿を貫く最も重要なテーゼです。

1.4 分析データの由来と性質:混合研究法の実践

本稿で分析対象とするのは、北村による同一の面接調査についての三つの一連の研究(2022b, 2023a, 2023b)で用いられた、極めて詳細な面接調査データです。このデータは、日本全国規模で行われた「民事紛争全国調査 2016-2020」という学術プロジェクトの一環として採取されました。このプロジェクトは、まず統計的分析を目的とした大規模な質問紙調査(サーベイ)を行い、その回答者の中から一部の人を選んで面接調査(インタビュー)を行うという、いわゆる「混合研究法(Mixed Methods)」のデザインを採用しています。

それでは、この「生きたデータ」の中に分け入っていきましょう。

第2章 「紛争経験」はいかに語られたか:経験の記述

2.1 語られるべき「経験」の立ち上げ

本章で分析の対象とするのは、ある 60 代の女性(以下、「対象者」と呼びます)に対する、2名の面接実施者(実施者1と2)による面接調査の記録です。

彼女は、ある土曜日にスポーツジムへ向かう途中、銀行に立ち寄って建物から出た直後、60代男性が運転する自転車に衝突され、左足を複雑骨折するという重傷を負いました。その後、後遺症により退職を余儀なくされ、弁護士を介して民事訴訟を提起したものの、加害者は賠償金を支払わずに数年が経過している、という状況にあります。

この概要だけを聞くと、すでに確定した客観的な事実があるように思えます。しかし、面接の現場において、この「事実」は最初からそこにあったわけではありません。それは、語り手(対象者)と聴き手(実施者)のやり取りの中で、一から積み上げられていくのです。

2.2 面接の開始と「記述」の誘発

以下の【抜粋 1】は、事故当時の状況を語り始めた冒頭部分です。(「実施」=調査実施者、「対象者」=面接調査対象者)。また、本文中の会話データ(抜粋)を正確に読み解くために、以下の記号を使用しています(詳細は、北村 2025a)。これらの記号は、単なる言い淀みではなく、発話のタイミングや強弱、相互行為の秩序を示す重要な指標です。

記号	意味
(.)	0.2 秒以下のごく短い休止 (マイクロポーズ)
(1.0)	秒数で示された沈黙の長さ

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

:	直前の音を引き伸ばす（「ほう\$::\$」など）
=	前の発話と次の発話の間に隙間がないこと（ラッチング）
[]	発話が重なっている部分（オーバーラップ）
oo	記号に囲まれた部分が小声であることを示す
↑	直後の音のピッチ（音の高さ）が上がることを示す
h	笑いや呼気。数が多いほど長い笑いを示す

【抜粋1】(北村 2022b: 14-15)

- 1 実施1: 今回のあの:, 事件, 事故なんですけれども, その:, 裁判に最終的に
2 なられたんですけれども, いちばん最初のほうからご記憶のある限りに
3 おいて, どんなようにして始まって, どんな問題が起きたのか. それか
4 ら, 誰が関わっていたのか, といったようなことをお話していただけま
5 すでしょうか.
- 6 対象者: そうですね. あの:, 2010 年の 12 月のXX日だったと思うんですけど.
7 土曜日. え::, 午後, そのとき勤めていましたので, 午後, そのとき勤め
8 てましたので, 勤めてましたので土日じゃないとスポーツジムに行けな
9 いんで, スポーツジムに行くために駅に向かってまして, それで「あっ,
10 そうだ」と思って, ちょっと銀行の::, う::ん, あのカードを下ろすところが
11 ありますよね, そこにちょっと立ち寄って, その出たところが青梅街道
12 なんです. 青梅街道のところですすぐその出たところに信号があるん
13 で, すぐそっちに向かっていこうと思って一歩を(.) 出したら, (1.0)
14 背中はまだ(.) あの: 銀行の中なんですけどね=一歩左足から出たら,
15 左手のほうから (0.8) 建物に沿って自転車が走ってきたんですよ. そ
16 れが見えなかったんですよ. 私のほうはもう, 信号のほうを見てまして,
17 それで:, もう渡るつもりでいたんで. それで (1.0) ぶつかってきてしま
18 って:, もうその場で(.) 転倒して, 一回転して, すぐそのそばにおう
19 だん- あの:: (1.2) 歩道橋があったんですけど=歩道橋の下に, 転が
20 ってしまいまして.

この語りには, EMCA の視点から見ると, 驚くほど緻密な語りの実践的方法が埋め込まれています。

2.3 「普通であること」の実践(Doing Being Ordinary)

抜粋の前半部分で語られているのは, 「土曜の午後」「勤め帰り」「スポーツジムに行く途中」といった, きわめて平凡で通例的(ordinary)な活動です。対象者は「勤め

てましたので」という言葉を3回も繰り返す、自分が規則正しい生活を送るごく「普通の人」であることを強調しています。

ハーヴィ・サックスは、「普通であることの実践(doing being ordinary)」(Sacks 1984)という概念を提唱しました。「普通であること」は何もなくても生じる「状態」ではなく、そのように他者に理解される(アカウンタブルにする)ように行われる「実践の成果」であることを示しました。そして、人々が物語を語る際に、しばしば自らを「平凡(ordinary)」な存在として描き出すことに注目しました。

この抜粋の前半では、対象者は「勤めていた」「土日じゃないとジムに行けない」ということを、言い淀みながらも3回も繰り返して強調しています。それは、自分が「まっとうな社会人(勤労者)」であり、その日は「正当な理由があってそこを歩いていた」という自己の活動を通例的なものとして記述しています。銀行でお金を下ろすことも、誰もが日常的に行う、非難されるいわれのない行為です。

2.4 「ちょうどXしている時に、そのときY」の構造

こうした通例的な活動がなされていることが背景的な場面設定としてなされていることと対照的に、異例の出来事が生じることが語られます。これは、後に続く異例な出来事との鮮やかな対比を生み出すための、巧みな舞台設定と理解できます。このような平凡な日常を送る「私」に、何の前触れもなく、理不尽な災難が降りかかったのだ、と。

つまり、「普通に歩いていたら(X)、自転車が突っ込んできた(Y)」という対比構造がつくられています。この語りのデザインは、聞き手に対して、事故の責任が対象者にはなく、彼女が純粋な「被害者」であるという推論を、あらかじめ準備させる効果を持っています。これは、自らの経験を道徳的に正当なものとして提示するための、洗練された記述実践です。

この対比構造(コントラスト)によって、「私はごく普通の正しい行動をしていただけなのに、予期せぬ外部からの力によって平穏が破られたのだ」というメッセージが、聞き手に強力に伝達されます。こうした語りの方法は、トラブルの原因が自分の内部ではなく、予期せぬ外部(加害者)にあることを強力に印象づけることになるでしょう。

2.5 先見的な自己修復(Self-Repair)による過失の先取り否定

会話分析において、発話産出上のトラブルを解消するプロセスは「修復(repair)」と呼ばれます(Jefferson 1974)。対象者の発話の中に、自分で言い直しや言い換え、すなわち「自己修復(self-repair)」が行われている箇所があります。伝統的な調査法では、言い直しは「単なるミス」として見過ごされるか、整形されて記録から消されてしまふでしょう。しかし、EMCAにおいて自己修復は、「語り手が、その瞬間に何を重要だと考え、どのように状況を定義し直そうとしたか」を示す、決定的な証拠となります。

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

(1)「左足から」の挿入が意味するもの

先ほどの抜粋の後半をもう一度見てください。

対象者： すぐそっちに向かっていこうと思って一步を（.）出したら、(1.0) [挿入句] = 一步左足から出たら、

ここでは、対象者の発話における微細な「言い直し(自己修復)」に注目します。これらは、単なる記憶の混乱やミスの修正ではなく、その瞬間の相互行為において、自己の無過失という事態がいかに理解可能なものとして組織されているかを示す重要な実践です。

抜粋 1 の 13 行目において、対象者は「一步を（.）出したら」と発話した直後、マイクロポーズを挟み、さらに 1.0 秒の沈黙を置いています。ここで対象者は、自らの発話に何らかの問題を認め、修正を開始する「修復開始(repair initiation)」を行っています。その直後に、「背中はまだ（.）あの：銀行の中なんですけどね」という情報を挿入し、その上で「＝一步左足から出たら」と「修復実行(repair operation)」を完了させています。ここで注目すべき点は、修復の対象が単なる言い間違いの置換ではなく、「一步」という動作記述を、身体部位と空間的位置を伴う形へと精密化(specifying)している点にあります。この「左足」への特定化は、後続して語られる「左足の骨折」という結果が、出来事の連鎖として理解されうよう、語りの焦点を事前に配置する働きをもっています。

(2)「背中はまだ銀行の中」という防御

さらに興味深いのは、この自己修復の間に挿入されたフレーズです。

対象者： ……一步を（.）出したら、(1.0) 背中はまだ（.）あの：銀行の中なんですけどね = 一步左足から出たら……

「一步出た」と言った直後に、「背中はまだ銀行の中」だと補足しています。これは物理的な身体的位置の描写ですが、相互行為上の機能としては、「飛び出し」の否定として理解できます。

自転車との衝突事故において、歩行者が建物から急に飛び出したのであれば、歩行者側にも過失(不注意)があることになります。つまり、「背中はまだ中にある」＝「完全に外には出ていない」＝「だから私は飛び出してなどいないし、慎重だった」。対象者は、聴き手(実施者)が「急に飛び出したからぶつかったのではないか？」と推論する可能性を先回りして封じることになります。このように、一見些細な位置情報の補足は、自己の正当性(無過失)を確保するための、極めて精緻な防御的実践だと理解できます。

2.6 「極端定式化」と「直接話法」のレトリック

次に、事故後の入院中に加害者が面会に来た場面の語り【抜粋 2】を見てみましょう。ここでは、加害者の非道徳性が強調されます。

【抜粋 2】(北村 2022: 160)

- 1 実施者 2: 謝りはあったんですか。「申し訳なかった」とかそれぐらいの言葉はあ
2 ったんですか。
3 対象者: ((5 行省略))あの名は「お見舞いなんですけど (0.6) 見舞いっていう
4 名目なんですけど、
5 実施者 2: ようす見 h に h 来 h て h る h ん h で h す h か huhuh::.
6 対象者: 「自分は悪くない悪くない」ってことしか言って「かないんです:。
7 実施者 2: [a::: なるほど。
8 対象者: ですからいちおう (.) なんか手土産みたいなものを持ってきてたんです
9 けど、いー、一切、もう「そのままお引き取りください」と。(0.5)「いま、
10 そういうもん一切お話ししたくありませんから」って。だって、来て「自分
11 の自転車は正常ですし:。なんも悪くないんです僕は」とか言われても
12 (1.4) 困っちゃいますよね:。

ここには、自身の正当性を強化するための重要な技法が見られます。

(1) 極端定式化(Extreme Case Formulation)

対象者は、加害者の発言を『「自分は悪くない」ってことしか言っていない』と描写しています。実際には挨拶など他の言葉もあったかもしれませんが、それらを捨象し、「～しか言わない」という極端な表現(Pomerantz 1986)を用いることで、加害者の異常性と不誠実さを際立たせています。これは、「苦情 (complaint)」を正当化するための常套手段です。

(2) 直接話法(Direct Reported Speech): 客観性の演出と「証拠」の提示

直接話法による引用は、聴き手に当該発言にアクセスすることを可能にし、語り手がその反応に協調することを可能にすると分析されています(Holt 2000: 451)。

先の抜粋でも、対象者は加害者の言葉を『「自分は悪くない悪くない』』と、引用符付きのセリフとして「直接話法」により再現していました。また、別の箇所では、医師とのやり取りも『「どういう状態ですか?』』と(聞いたら),『「いや、骨折です』』。それしか言ってくれない』』と再現しています。

過去の出来事を語る際、「彼は反省していなかった」と要約して語る(間接話法)こともできます。しかし、あえて『「僕は悪くない』』と言った』』と直接話法のセリフで再現することで、語り手は次のような効果を達成します。

- ①「私はその場にあった事実をそのまま伝えているだけだ」という客観的な姿勢(中

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

立的な報告者)を装うことができる。

②聴き手をその場の「目撃者」のような立場に置き、「ほら、このセリフを聞いてください。ひどいでしょう？」と、判断を委ねる形をとることができる。

ここで対象者は、「彼は反省していなかった」と要約するのではなく、『「なんも悪くないんです僕は』と言った」と、「極端定式化」の「なんも」を使うと同時に当時のセリフをそのまま再現する直接話法で語ります。

さらに、自分自身の発言（「そのままお引き取りください」）も直接話法で語ること、見舞いを拒絶するという一見「無礼」な行為が、相手の非道さに対する「毅然とした正しい対応」であったことを演出しています。つまり、聴き手（調査者）に対して「ほら、このセリフを聞いてください。ひどいでしょう？」と、その場での同意を迫る証拠として機能します。

直接話法は、あたかも録音テープを再生するかのように「事実」を提示しているように見えますが、実際には語り手によって選択され、編集された「作品」です。対象者は、加害者の無礼なセリフを直接話法で提示することで、実施者に「そのセリフを聞けば、誰だって加害者がおかしいと思うはずだ」という同意を迫っているのです。

このように、この面接調査で語られる「事実」は、対象者の記憶から無造作に取り出されたものではなく、相互行為の中で「私がいかに正しく、相手がいかに不当か」を証明するために、精緻に組み立てられた達成物なのです。

2.7 小括:相互行為として達成される「事実」

以上、第2章では、対象者がいかにして「紛争経験」を語ったかを詳細に分析してきました。

- ① **対比構造**：自身の「平凡な日常」と、加害者によってもたらされた「異常な事態」を対比させる。
- ② **自己修復**：「左足」「背中はまだ中」といった微細な言い直しにより、自身の無過失と被害の重大さを理論武装する。
- ③ **極端定式化**：「～しか言わない」という表現で、相手の非道徳性を際立たせる。
- ④ **直接話法**：セリフの再現によって、語りの「事実性」を高め、聴き手からの同意を調達する。

これらの技法は、対象者が嘘をついているとか、話を盛っているということを意味しません。そうではなく、「自分が経験した理不尽な出来事を、他者に正しく理解してもらい、共感してもらう」ためには、このような高度な相互行為上の技法(メソッド)を駆使して、リアリティを構築する必要があるのです。

そして重要なことは、これらの語りは、実施者（調査者）が頷き、質問し、時には驚いてみせるという「応答」があったからこそ、このように語られたということです。もし実

施者が終始無言であれば、語りはもつと素っ気ないものになっていたかもしれません。

次章では、この「聴き手(実施者)」の側にスポットライトを当てます。調査者は、対象者のこうした語りの戦略に対して、どのように応答し、どのように「紛争経験」の構築に加わったのでしょうか。そこには、学術調査における「中立性」と「共感」をめぐる、興味深いジレンマが存在します。

第3章 面接調査における「応答」のジレンマ :「連携」と「共感」の相互行為的帰結

3.1 透明な「記録係」という幻想

本章では、同一の対象者に対して対照的な応答を示した2名の実施者のやり取りを分析し、調査における「中立性」という規範が、語りの組織にどのような帰結として現れているかを検討します。

EMCAの視点から見れば、会話は一人が一方向的に話すものではなく、先行する発話が次の発話を規定し、それがさらに次の発話に影響を与えるという「連鎖組織(sequence organization)」に基づいています。面接調査における「データ」もまた、この連鎖組織という相互行為の秩序から逃れることはできません。

3.2 二つの応答タイプ:「連携」と「共感」

分析に入る前に、会話分析における重要な概念枠組みを紹介しましょう。Stivers(2008)は、物語(ナラティブ)の語りに対する聴き手の応答を、大きく二つの次元に区別しました。

(1) 連携的応答(Aligning Response)

これは、会話の進行を支えるための応答です。「うんうん」「なるほど」「それで?」といった相槌がこれに当たります。これらは、語り手が現在話している最中であることを認め、話を先に進めることを促します。つまり、会話の「構造的な進行」を支える応答です。

(2) 共感的応答(Affiliating Response)

こちらは、語り手の感情や立場(スタンス)に同調する応答です。「それはひどいですね」「大変でしたね」といった反応や、相手と一緒に笑うことなどが含まれます。これらは、語り手が提示した道徳的立場(「私は被害者だ」「相手はおかしい」)を支持し、「情緒的な連帯」を示す応答です。

日常会話では、誰かが不幸なトラブルの話をすれば、「それは大変だったね」と共感(Affiliation)するのが自然です。しかし、学術調査における「中立性」のルールは、しばしばこの共感を禁じ、事務的な連携(Alignment)のみを推奨します。ここに、「人間としての自然な反応」と「調査者としての規範」の衝突が生じるのです。

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

3.3 「中立性」が語りを阻害するとき——実施者 1 の事例分析

まず、実施者 1 の対応を見てみましょう。場面は、事故直後の手術について、医師が十分な説明をしてくれなかったという不満を対象者が語っているところです。

【抜粋 3】(北村 2023a: 9)

- 1 対象者: それで:: まあ, 手術:(0.8) 終わって, (1.6) う::ん (.) 対象者: 主治医
2 が, そういうふうに説明を求めたんですけど説明がよくわからなくて, しー
3 あのう::, しー りかいー (0.4) ん:, 何て言うんですかね. (.) 素人に分か
4 るような説明をしてくれないんですよ. ですから「どういう状態ですか?」
5 と, 「いや, 骨折です」. それしか言って-, 「どういう状態の骨折です対象
6 者: か?」と求めたんですけど説明はしてくれない, 詳しく.
7 実施者 1: ° ほう::°
8 (2.0)
9 実施者 2: ↑しゅー ↑手術は:ちゃんと, しー (.) し h て h い h る h ん h す h
10 よ h ね hhh::.

ここでの対象者の語りは、第 2 章で見た「極端定式化」を駆使した、強い不満の表明です。「素人に分かるような説明をしてくれない」「『骨折です』それしか言わない」という記述は、医師の非道徳性を訴え、聴き手からの同意を求めています。

これに対する実施者 1 の応答は、8 行目の「° ほう::°」という、極めて小さな声（° 記号は小声を示す）での短い反応でした。

会話分析の用語を使えば、これは「連携的応答 (alignment)」(Stivers 2008) の一種です。「あなたの話は聞こえています、続けてください」という信号を送り、会話の構造的な進行を支える機能を持っています。しかし、そこには感情的な同調、すなわち「共感的応答 (affiliation)」が含まれていません。

Atkinson (1992) が法廷や仲裁の場面分析で指摘したように、専門家はしばしば「中立性 (neutrality)」を誇示するために、意図的に共感を排除した最小限の応答 (minimal response) を用います。実施者 1 もまた、学術調査における「中立的な記録者」としての役割に忠実に指向していると理解できます。

しかし、その帰結はどうだったのでしょうか。9 行目の (2.0) という長い沈黙が示すように、対象者の語りはここで停止してしまいました。ここでは、「中立的」と理解されうる応答が、評価的語りを前提とした相互行為の進行において、語りの継続を困難にする配置として現れているといえます。つまり、調査における「中立性」の追求は、時としてラポール (信頼関係) の断絶を招き、語りの継続が困難になるリスクを孕んでいるのです。

3.4 「共感」による語りの促進と深化——実施者 2 の事例分析

本節では、抜粋 4 を用いて、実施者 2 による共感的応答が、どのような相互行為的配置として語りの展開可能性を組織しているかを検討します。ここでの関心は、共感が「効果的である」かどうかではなく、共感的応答がいかなる理解可能性の条件を整えているかにあります。

【抜粋 4】(北村 2023a: 12-13)

- 1 対象者: 来て「自分の自転車は正常ですし:.. なんも悪くないんです僕は」とか言
- 2 われても (1.4) 困っちゃいますよね =
- 3 実施者 2: = かえってなにか:火にあ haha ぶ h ら h を h そ h そ h ぐ::h
- 4 [き h が h し h ま h す h け h ど ::hhhhhu::..
- 5 対象者: [そうなんです。[なんでこんなときにそんなことを言われなきゃなんない
- 6 かと思いますよね。で傍にいた姉に「なんかおかしくない」つつたら「おかし
- 7 いわよね。お見舞いに来て自分の自転車正常って何なのあの人は」って
- 8 いう調子ですね,

抜粋 4 において、対象者は自身の経験について「困っちゃいますよね」と述べ、評価的スタンスへの同意を求めています。これに対し、実施者 2 は「火に油を注ぐ(気がしますけど)」という慣用表現を用い、笑いを交えて応答しています。この応答は、対象者の評価を繰り返すのではなく、日常的に共有されうる比喻表現を通じて、対象者の評価的スタンスを了解可能なものとして受け取る配置を作り出しています。

この応答を受けて、対象者は即座に「そうなんです」と同意を示し、さらに姉の発言を導入することで、出来事を第三者の視点から補強しつつ、語りを拡張しています。ここでは、対象者自身の経験に関する記述が、調査者によって疑問視されたり中断されたりすることなく、そのまま語り続けられうるものとして承認されている局面が観察されます。

ここで重要なのは、調査者の応答が、対象者の経験に関する「認識上の権威 (epistemic authority)」をどのように扱っているかという点です。ヘリテージ (Heritage 2011) が指摘するように、個人の体験には、その人だけが語りうる特権的な領域があります。実施者 2 の共感的応答は、対象者の評価的スタンスに同調することで、この認識上の権威を是認する配置を成立させています。その結果、対象者は自身の経験をより詳細に語る主権を認められ、語りが多層的に組織されていく局面が観察されました。

このように、共感的応答は、単に対象者の語りを「引き出す」技法ではなく、どのような語りが正当なものとして継続可能であるかを条件づける相互行為的配置として捉えることができます。実施者 2 の応答は、対象者の評価的語りを遮断することなく、その

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

まま展開せうの枠組みを提供しており、その結果として、語りがより多層的に組織されていく局面が観察されました。

3.5 「共感」の副作用——語りの軌道変容

しかし、EMCA の分析は、単に「共感して語りを引き出せばよい」という単純な結論では終わりません。北村(2023b)は、実施者 2 の介入がもたらした「相互行為的帰結」についても極めて慎重に分析しています。

それは、調査者が提供した「共感の発話」自体が、対象者のその後の語りの方向性(軌道)を変えてしまうという現象です。

もう一度【抜粋 4】を見てください。実施者 2 が「火に油を注ぐ」と言う前、対象者は加害者の「発言内容(僕は悪くない)」に焦点を当てていました。しかし、「火に油」という言葉を受けた後、対象者は次のように語り出します。

対象者：なんでこんなときにそんなことを言われなきゃなんないかと思いますよね。

「火に油を注ぐ」とは、「悪い状況をさらに悪化させる」という意味です。対象者はこのメタファーに同調することで、語りの焦点を「加害者の言葉」から、「入院中という大変な状況(こんなとき)に、さらに不快な思いをさせられた」という「状況の悪化」へとシフトさせています。

これは、伝統的な調査法の観点からすれば、調査者による「誘導(leading)」あるいはデータの「汚染(contamination)」と見なされるかもしれません。対象者の純粋な語りではなく、調査者の解釈枠組み(フレーム)によって歪められた語りになっているからです。

3.6 小括:相互行為としてのデータの宿命

本章の分析から明らかになったのは、面接調査が相互行為である以上、避けることのできないパラドックスを内包しているという点である。

実施者 1 のように中立的な応答を志向する場合、専門家としての距離は保たれるが、対象者の語りが十分に展開されにくくなる場面が見られた。一方で、実施者 2 のように共感的な応答を示した場合には、対象者の語りはより具体的かつ豊かなものとなるが、その過程で語りの焦点が変化していく様子も観察された。

北村(2023b)が述べるように、これらはいずれか一方が望ましいという問題ではない。むしろ、面接データとは、調査者と対象者がその場で共同して作り上げる達成物であることを示していると言える。

ここに山田(2023)の議論を重ねると、インタビューの間では「誰が出来事の意味を語る権利を持つのか」という問題、すなわち認識上の権威が重要な論点として浮かび

上がる。従来の調査では、分析者が事実の意味を最終的に判断する存在として位置づけられてきた。しかし、インタビューを相互行為として捉えるならば、対象者自身の経験理解がどのように尊重され、共有されているのかもまた、相互行為のなかで具体的に組織されている。

実施者2による共感的応答は、対象者の立場や評価を肯定的に受け止める応答として機能し、その結果、対象者は自身の経験をより詳細に語ることが可能となっていた。この点は、共感が単なる聞き出しの技術であるかどうかという問題をを超えて、調査者の応答が語りの展開条件そのものを形作っていることを示している。

重要なことは、自分の応答がその場の相互行為の進行の中で、どのような応答の連鎖を組織し、どのような理解可能性を現代的に成立させていたのかに注意を向けつつ、それを事後的に記述・検証することなのです。

第4章 量的調査と質的調査の架橋——「裁判への期待」の解剖学

4.1 序:サーベイデータが隠蔽してしまうもの

法社会学の主要なツールであるアンケート調査(サーベイ)は、人々の意識を数値化し、統計的な相関関係を明らかにする強力な武器です。例えば、「裁判を起こす人は、費用への懸念よりも正義の実現への期待が高い」といった傾向を導き出すことができます。

しかし、ここで問わなければなりません。アンケート用紙の「期待」や「懸念」という項目にチェックを入れたとき、その人の頭の中には、研究者が想定しているような「固定的で明確な概念」が存在していたのでしょうか？

本章で分析する対象者は、面接調査の数年前に、大規模なアンケート調査に回答していました。私たちは、この「過去のアンケート回答」という静的なデータと、「現在の面接での語り」という動的なデータを突き合わせることができる、極めて貴重なサンプルを手に入れています。

ここから見えてくるのは、アンケートの選択肢(コード)が、具体的な語りの文脈の中でいかに多様な意味を持ち、時に矛盾し、変容するかというダイナミズムです。

ここで注意すべきは、面接での語りがアンケート回答の「真の意味」を明らかにするわけではない、という点です。本章で分析する面接は、調査者が対象者のアンケート回答を参照しながら質問を行うという、特定の文脈の中で行われました。したがって、面接での語りは、アンケート回答という「先行する事実」を前提として、それに対するアカウントとして組織された、別の秩序を持つ実践として理解する必要があります。

4.2 「懸念」の正体:文脈依存的な「心配」

まず、「裁判への懸念」に関するデータを見てみましょう。

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

アンケートの間 15「裁判を起こした際に、以下の事項はどの程度気になりましたか」という質問に対し、この対象者は(1)「裁判にかかるお金」について、「1: 気になった」と回答していました。

しかし、面接(抜粋 5)では、対象者は「費用がかかりますけど、どうしますか」という弁護士の間いかけを直接話法で再現しています。では、実際の面接で、彼女はこの「お金の心配」についてどう語ったのでしょうか。

【抜粋 5】(北村 2023b: 18)

- 1 実施者 1: 費用についてはご心配少しされたというような。アンケート調査にチェック
- 2 クされていたかと思うんですが、どんなふうにお考え、想像されていまし
- 3 たですか。
- 4 対象者: あの:。「費用がかかりますけど、どうしますか」って言われたんですけど。
- 5 何しろ。うーん。私のほうに非があると言われるのがいちばん困るわけで。
- 6 私はそんな、そうは思っていないわけですから。
- 7 対象者: ですから。比率は何しろ限りなくゼロに近いほうの結果を出してもらいた
- 8 いので。「先生、やってください」と。

ここでの「費用の懸念」は、内面的な心理状態として語られているのではなく、弁護士とのやり取りという相互行為的文脈の中で、外部から提示された「課題」として立ち現れています。アンケートの選択肢という制度的カテゴリーは、面接という文脈において、対象者が自身の正当性を説明(account)するための資源として再特定化されているのです。

Garfinkel(1967)の「指標性(indexicality)」の概念を用いれば、言葉の意味は常に文脈に依存します。ここでの「お金の心配(懸念)」とは、彼女の内面から自発的に湧き上がった心理状態というよりも、弁護士との相談という「特定の文脈の中で喚起された(弁護士によって提示された)課題」として記述されています。

さらに彼女は、その費用の懸念(弁護士の問い)に対して、「私のほうに非があると言われるのがいちばん困る」から「やってください」と即答したと語っています。つまり、アンケート上の「気になった」という回答は、現実の文脈においては「弁護士に指摘されたので一応認識はしたが、自分の正義(無過失の証明)の前では乗り越えられるハードルであった」という、極めて限定的な意味を持っていたことが分かります。

4.3 「期待」の多層性: 金銭と正義の優先順位

次に、「裁判への期待」についてです。

アンケートの間 14 において、彼女は「(2) 自分の権利を守ること」「(6) 白黒をはっきりさせること」などに加え、金銭的な項目にも期待を示していました。

しかし、面接で実施者が「金銭的な期待」について尋ねたとき、興味深い反応が起きました。

【抜粋 6】(北村 2023b)

実施者 2: その.. 話を弁護士さんにされるときは.. こう.. (1.4) まあ;; 慰謝料とか
↑何か……治療費とか手術代とか.. s::

対象者: ↑いや. というのは、ですから先ほどお話ししましたように、向こうが「僕は悪くない. 僕は悪くない」って言ってるけど. 私にとってーまあ. (中略)
そのへんのところを私のほうがフィフティ・フィフティじゃ合わないから.
(1.2) そういうの:をちゃんと:.. (0.4) やってー そのはっきりさせてほしい
と

実施者 2 の「慰謝料や治療費(金銭)」についての質問に対し、対象者は冒頭で「↑いや. 」と、強く高い声で否定から入っています。アンケートでは期待していたはずなのに、なぜ否定するのでしょうか？

Raymond (2006) は、質問に対して単に「はい/いいえ」で答えるのではなく、質問の枠組み自体に抵抗する「質問タイプ不一致型応答 (type-nonconforming responses)」について分析しています。

ここで対象者が「はい(お金が欲しかったです)」と即答してしまえば、相互行為上、「金のために裁判を起こす強欲な人」という否定的なアイデンティティを推論されるリスクがあります。そのため、彼女はまず「いや」と否定(抵抗)し、「相手が『自分は悪くない』と言っているのが許せない」という「理非の解明(白黒つけること)」こそが主目的であると、道徳的に正当な動機を強調する必要があったのです。

しかし、その直後の発言で、彼女は次のようにも語ります。

対象者: ↑いや、それと、結局、もう当然 (1.8) 治療費も全部払ってもらえると思って (.) いましたから:..

ここで初めて、「それと(理非の解明に加えて)」という形で、金銭への期待が肯定されます。ただし、それは「金が目的」なのではなく、「私の過失がゼロ(理非の解明)なのだから、結果として当然支払われるべきもの」として位置づけられています。

つまり、アンケート上では並列されていた「金銭」と「白黒(理非)」は、語りの論理においては「理非の解明こそが原因であり本質、金銭はその当然の帰結」という厳密な因果関係と優先順位で結ばれているのです。この論理構成こそが、彼女が自分自身を「まっとうな被害者」として保つための生命線なのです。

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

4.4 「制裁」の意味の書き換え——「再発防止」という公共的動機

さらに、アンケートで選択されていた「(8) 相手を懲らしめること(制裁)」という期待についても、面接では興味深い語りの展開が見られました。

【抜粋 7】(北村 2023b)

- 1 対象者：それと。「私みたいなこういう人間をつくってほしくない」って。そういうた
- 2 めにも、「もう公にして、そういう加害者を罰せられるようやってほしい」とい
- 3 うことを何度もお願いしました。そうじゃないと、加害者はまた新たなそう
- 4 いう私みたいな人をつくっちゃうわけですよ。

ここでは、「加害者を罰する(懲らしめる)」という動機が、単なる個人的な報復感情(retribution)としてではなく、「私のような被害者を二度と生まない(再発防止)」という公共的・利他的な動機と結びつけられて語られています。

これは、第 2 章で見た「通例的でまっとうな自己」の演出とも合致します。「私は自分の恨みを晴らしたいだけではない、社会のために戦うのだ」という語りの枠組み(フレーム)を採用することで、彼女は「裁判を起こして相手を罰する」というある種攻撃的な行為を、道徳的に正当化しているのです。

アンケートの「相手を懲らしめる」というチェックマーク一つからは、それが「私的な復讐心」なのか「公的な正義感」なのかは判別できません。EMCA による分析が初めて、彼女が「懲罰」にどのような社会的意味を付与していたのか、その「意味の達成」のプロセスが明らかになるのです。

4.5 小括:混合研究法の新たな可能性

以上、第 4 章では、アンケート回答と面接データの乖離と一致を分析しました。

エスノメソドロジーには「指標性(indexicality)」(Garfinkel 1967)という概念があります。言葉の意味は固定されておらず、それが使われる文脈によって具体的に決定される、という性質のことです。

本章の分析が示したのは、アンケートの回答と面接での語りが、それぞれ異なる文脈と相互行為の秩序の中で産出された、別々の実践であるということです。面接での語りは、調査者がアンケート回答を提示したうえで質問するという特定の文脈の中で、それに対するアカウント(説明)として組織されたものです。したがって、面接での語りがアンケート回答の「隠された真意」や「本当の意味」を明らかにしたと考えるべきではありません。むしろ、「費用の懸念」や「裁判への期待」といった概念が、アンケートという文脈と面接という文脈で、それぞれ異なる仕方の意味づけられ、用いられていることこそが、分析の焦点なのです。

また、「対象者がアンケートで嘘をついた」わけでも、「面接で言い訳をした」わけでも

もありません。対象者は、アンケートにはアンケートの文脈(選択肢を選ぶタスク)に合わせて回答し、面接には面接の文脈(対面で自分の正当性を主張するタスク)に合わせて語っているのです。

EMCAのアプローチによる「相互行為としての面接調査」の分析は、調査票の項目という「科学的な概念」が、人々の「生きた経験」の中でいかにして利用され、あるいは抵抗されながら、その都度「意味」を与えられているのか、その動的なプロセス(Method)を記述します。「紛争経験」や紛争に関する「法意識」を、固定的な属性としてではなく、現場で絶えず生成される「実践」として捉え直すこと——これこそが、EMCAが法社会学にもたらす固有かつ本質的な貢献なのです。

第5章 法社会学の新たな地平へ:「ミクロな秩序」から「法のリアリティ」を問う

5.1 本稿の分析が示したもの:紛争経験はいかにして達成されるのか

本章では、これまでの分析結果を総括し、それらが法社会学の既存理論および調査方法論に対して持つ含意を整理します。

本稿では、面接調査という相互行為の場において、「紛争経験」がいかに語られ、いかに理解可能なものとして組織されているのかを、エスノメソドロジー・会話分析(EMCA)の視点から検討してきました。分析を通じて明らかになったのは、紛争経験が個人の内面に保存された出来事の記憶として想起されるのではなく、他者とのやり取りの中で、その都度、実践として達成されているという側面です。

第2章では、対象者の語りにおける微細な自己修復や身体記述の配置を分析し、出来事が「無過失」として理解されうる条件が、相互行為の水準でどのように整えられているのかを示しました。そこでは、意図や動機が表明される以前に、出来事の輪郭そのものが、特定の理解に適合する形で組織されている局面が観察されました。

第3章では、調査者の応答が、面接という場における語りの可能性をどのように条件づけているのかを検討しました。中立的応答と共感的応答は、どちらが「正しい」かという問題ではなく、異なる相互行為的連鎖を生み出し、それぞれ異なる語りの展開可能性を伴うことが示されました。調査者は単なる聞き手ではなく、語りの進行に関与する参与者であり、その介在は分析の前提として記述される必要があります。

さらに第4章では、アンケート回答と面接での語りを架橋することで、制度的に設計されたカテゴリーが、当事者によってどのように解釈され、運用されているのかを明らかにしました。アンケート上の選択肢は、固定的な態度や意識を直接反映するものとしてではなく、面接という文脈の中で、正当性を説明するための資源として再特定化されていることが示されました。

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

5.2 法社会学の標準理論との対話:紛争変容過程モデルの再特定化

法社会学において最も広く参照されてきた理論的枠組みの一つに、フェルステイナー (Felstiner et al.1980-1981)らによる「紛争の変容過程モデル (Naming, Blaming, Claiming)」があります。彼らは、ある出来事が「紛争」として立ち現れ、司法手続へと接続されるまでには、三つの質的な変容段階が必要であると説きました。

第一の段階は「名づけ (Naming)」であり、ある不快な経験を「損害 (injurious experience)」として認識することです。第二は、その損害の責任が他者の不当な行為にあると特定する「非難 (Blaming)」です。そして第三に、その責任ある他者に対して謝罪や賠償を直接求める「請求 (Claiming)」へと至り、この請求が拒絶されたときに初めて「紛争 (Dispute)」が顕在化すると定義されます。このモデルは、膨大な損害経験のうち極めて限定的な一部のみが法廷に持ち込まれるという「紛争のピラミッド」構造を説明する上で、極めて重要な役割を果たしてきました。

しかし、この強力なモデルは、各段階の移行が現場の相互行為の中でいかに達成されているのかというミクロな秩序については、必ずしも十分に記述してきたとは言えません。従来の議論では、認知 (Naming) や帰属 (Blaming) は、しばしば当事者の内面的な心理的变化、あるいは社会構造的な条件によって生じる「段階」として扱われてきました。これに対し、本稿の分析が提示するのは、これらのカテゴリーが時間的に独立した順序として現れるのではなく、相互行為の中で「同時的かつ相互参照的に達成されている」という事態です。

たとえば、第2章で見た「一步左足から出た」という精密な記述は、形式的には事実の記述 (Naming) ですが、その配置自体が、平穩を破った他者への「責任帰属 (Blaming)」を論理的に含意するように精緻に組織されていました。また、将来の再発防止に言及する語り (Claiming) も、加害者の非道徳性を際立たせる文脈と切り離されることなく立ち現れています。

EMCA の視座は、こうしたカテゴリーの同時的達成を、理論的に否定するのではなく、経験的に記述することを可能にします。それにより、紛争変容過程モデルは、単なるマクロな統計的傾向を示すための概念から、現場の相互行為に即した「より高い解像度をもつ理論的資源」へと再特定化 (Respecification) され、再定位されることになるのです。

5.3 方法論的含意:反省的な調査者という視点

本稿の分析は、調査者の立場についても重要な含意を持っています。面接調査において調査者が完全に中立であることは、実践的にも分析的にも成立しません。調査者の応答は、対象者の語りに対して一定の配置を与え、その後の展開可能性を条件づけます。

重要なのは、こうした介在を「データの汚染」として排除することではなく、相互行為

の一部として記述可能な対象とすることです。調査者自身が、どのような応答を行い、その応答がどのような語りの条件を整えたのかを事後的に検証可能な形で示すことが、EMCA 的な方法論的誠実さに求められます。

この点において、本稿は、調査者の関与を不可避な前提とした上で、その帰結を分析の射程に含めるという立場を明確にしています。

5.4 結論: 日常に埋め込まれた法のリアリティ

法は、条文や判決文の中にのみ存在するものではありません。本稿で分析した語りの中では、対象者が専門的な法概念を用いることなく、自身の「まっとうさ」や相手の「不当さ」を説明する局面において、「正義」「権利／義務」「正当性」「責任」「過失」などといった法的秩序が実践として理解されうる配置が繰り返し観察されました。これは当事者が『法』という言葉を使わずとも、相互行為の秩序そのものが法的なものとして組織化されていることを示唆しています。

EMCA の視点は、法が私たちの日常的な説明や非難の中に、どのように織り込まれているかを、経験的に捉え返すための有力な手がかりを与えてくれます。録音データに含まれる沈黙や言い淀み、笑いといった細部に注意を向ける作業は、社会や法という一見すると抽象的な秩序が、具体的な相互行為の積み重ねによって支えられていることを可視化します。

本稿の試みは、アンケートや面接を単なる意識測定の手法として扱うのではなく、当事者が制度的・法的カテゴリーを運用し、自らの経験を社会的に理解可能なものとして仕立て上げていく実践の場として捉え直す点にあります。標準的な調査法の考え方では見落とされがちである「相互行為の現場」を記述することは、法社会学における経験的研究をより豊かなものに更新するヒントとなるでしょう。

【参考文献】

- Atkinson, J. M. (1992) "Displaying Neutrality: Formal Aspects of Informal Court Proceedings", in P. Drew & J. Heritage (eds.) *Talk at Work*, Cambridge University Press.
- Drew, P., & Holt, E. (1988) "Complainable Matters: The Use of Idiomatic Expressions in Making Complaints", *Social Problems*, 35(4), 398-417.
- Felstiner, W. L. F., Abel, R. L., & Sarat, A. (1980-81) "The Emergence and Transformation of Disputes: Naming, Blaming, Claiming...", *Law & Society Review*, 15(3-4), 631-654.
- Garfinkel, H. (1967) *Studies in Ethnomethodology*, Prentice-Hall.
- Heritage, John (2011) "Territories of knowledge. territories of experience: Empathic moments in interaction." in T. Stivers, L. Mondada. & J. Steensig eds.. *The*

「紛争経験」はいかに語られ、達成されるか（北村隆憲）

- Morality of Knowledge in Conversation*, Cambridge University Press. 159–183.
- Holt, Elizabeth (2000) “Reporting and reacting: concurrent responses to reported speech”, *Research on Language and Social Interaction*, 33(4), 425–454.
- ホルスタイン, ジェイムズ・グブリアム, ジェイバー (2004) 山田 富秋訳『アクティブ・インタビュー 相互行為としての社会調査』せりか書房.
- Jefferson, Gail (1974) “Error correction as an interactional resource”, *Language in Society*, 3(2), 181–199.
- 北村隆憲 (2022a) 「エスノメソドロジーによる社会秩序の探究」東海法学 (63) 17–58 頁.
- 北村隆憲 (2018) 「エスノメソドロジーと会話分析による法社会学研究の世界」東海法学(55),173–228 頁.
- 北村隆憲 (2021) 「エスノメソドロジー・会話分析」と法社会学:「生ける秩序」としての「法」の経験的探究に向けて」東海法学(61) 150–178 頁.
- 北村隆憲 (2022b) 『『紛争経験』の相互行為分析:面接調査において『トラブル』の事実性はいかに達成されるか』『法社会学』第8号, 150–178 頁.
- 北村隆憲 (2023a) 『『面接調査』の相互行為分析』『法と社会研究』第8号, 63–93 頁.
- 北村隆憲 (2023b) 『『裁判への期待／懸念』はいかに語られたか』佐藤岩夫・高橋裕編『現代日本の紛争過程と司法政策』東京大学出版会. 684–701 頁.
- 北村隆憲 (2025a) 「相互行為の秩序を探究する—会話分析のアプローチ」東海法学(68), 1–31 頁
- 北村隆憲 (2025b) 『『エスノメソドロジー・会話分析』による『質的探究』—緊急通報における『法』の達成』榎村志郎監修『質的探究 法社会学』北大路書房.
- 西阪仰 (1996) 「差別の語法—問題の相互行為的達成」栗原彬編『講座 差別の社会学第1巻』弘文堂, 61–76 頁.
- Pomerantz, A. (1986) “Extreme Case Formulations: A Way of Legitimizing Claims”, *Human Studies*, 9(2–3), 219–229.
- Raymond, G. (2006) “Questions at Work: Yes/No Type Interrogatives in Institutional Contexts”, in P. Drew et al. (eds.) *Talk and Interaction in Social Research Methods*, Sage.
- Sacks, H. (1984) “On Doing ‘Being Ordinary’”, in J. M. Atkinson & J. Heritage (eds.) *Structures of Social Action*, Cambridge University Press, 413–429.
- Stivers, T. (2008) “Stance, Alignment, and Affiliation during Storytelling”, *Research on Language and Social Interaction*, 41(1), 31–57.
- 鶴田幸恵・小宮友根 (2007) 「人びとの人生を記述する——『相互行為としてのインタビュー』について」『ソシオロジ』52 巻 1 号, 21–36 頁.

山田恵子 (2023) 「インタビュー・データの『質的』探究の可能性」榎村志郎監修『質的探究 法社会学』北大路書房, 60-81 頁.

きたむら たかのり(本学法学部客員教授)

